

# 入札公告（説明書）

令和7年10月22日  
東日本高速道路株式会社 新潟支社長 佐久間 仁

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書【電子入札】、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

## 1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	北陸自動車道 R7 上越管内舗装補修工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 佐久間 仁
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 (電話) 025-241-5116 (電子メールアドレス) <a href="mailto:ki-r-niigata@e-nexco.co.jp">ki-r-niigata@e-nexco.co.jp</a>
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）… <u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> [30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札については非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	<u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> [7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	材料価格等の資料の掲載	掲載の有無：本書2-19に示すとおり

1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

## 2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 7 年 11 月 14 日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b>            入札公告の日 から 令和 7 年 11 月 14 日 16 時 00 分まで  <b>※<u>共通入札公告</u></b> 2-3 に示す競争参加に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><b>【提出方法】</b>  <u>入札者に対する指示書【電子入札】</u> [9]に従い、電子入札システムにより提出すること。            なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>            (1) 競争参加資格確認申請書様式 1            (2) 競争参加資格確認申請書様式 2            (3) 担当者連絡先届</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和 7 年 12 月 5 日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内
2-6	技術提案書の提出期限	本競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本競争入札においては非該当
2-8	改善技術提案書の提出期限	本競争入札においては非該当

2-9	技術提案書の採否通知日	本競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和7年11月14日 16時00分</p> <p><b>【提出方法】</b> 参考見積書を Microsoft Excel 形式で、電子メール又は書留郵便等(書留郵便等による提出方法の詳細は、<a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a>の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。)により提出すること。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和7年12月8日 から 令和7年12月15日 までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和7年12月22日 16時00分</p> <p><b>【提出方法】</b> 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>
2-13	入札書の提出期限	<p><b>【提出期限】</b> 令和8年1月19日 16時00分 ※<a href="#">共通入札公告</a>2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><u>なお、入札時に提出する単価表は、Microsoft Excel により作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金抜設計書様式のとおり)</u></p> <p><b>【提出方法】</b> <a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a> [12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p><b>【提出書類】</b>            (1) 入札書            (2) 単価表 (※Microsoft Excel により提出すること。)            (3) 総合評定値通知書（経審）の写し         </p>
2-14	開札日時	令和8年1月20日 13時30分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p><b>【受付期間】</b> 入札公告の日 から 令和7年12月26日 16時00分まで</p> <p><b>【受付場所】</b> 本書1-4.に示す契約担当部署</p>

		<p><b>【受付方法】</b>          質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、<a href="#">入札者に対する指示書【電子入札】</a>の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。          書留郵便等による提出で質問数が 5 間以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。</p> <p><b>【質問内容の記載上の留意点】</b> 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本競争入札においては非該当
2-19	資料の掲載(参考積算条件書)	<p><b>【掲載資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考積算条件書（その 1） 入札参加者が見積作成する際の参考資料として、材料価格掲載予定項目や間接工事費補正区分等を掲載する資料をいう。</li> <li>・参考積算条件書（その 2） 入札参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要材料の材料価格等を掲載する資料をいう。</li> </ul> <p><b>【掲載場所】</b> 弊社ホームページ上の本入札公告の掲載ページ（案件情報）の最下段「その他情報」に掲載。</p> <p><b>【掲載日】</b> 参考積算条件書については、令和 7 年 12 月 26 日を予定</p> <p><b>【その他注意事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 参考積算条件書は、入札参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第 1 条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。</li> <li>(2) 本資料に掲載の単価及び内容についての質問・問合せには一切応じられない。</li> <li>(3) 参考積算条件書（その 1）に掲載の材料価格掲載予定項目について変更する場合がある。</li> <li>(4) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。</li> <li>(5) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。</li> <li>(6) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用</li> </ol>

		する主要な材料の設計単価等を掲載する。
--	--	---------------------

【ご案内】NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和 3 年 4 月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

[https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction\\_info/outline.pdf](https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf)

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照して下さい。また、受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けておりません。

競争参加資格要件等一覧表

	工事件名	北陸自動車道 R7上越管内舗装補修工事		
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式		
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績II型)	
	評価値の算出方法	加算方式		
	見積活用方式の有無	有		
	入札ボンド	対象外		
	履行ボンド	対象		
	JV募集対象	対象外		
競争参加要件	審査時期	事前審査		
	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示す工事種別に係る「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和5・6年度の工事種別(舗装工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。	
		工事種別	舗装工事	
		等級	—	—
	施工実績	対象となる施工実績	平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績	
		同種工事	a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事  b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可)  a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 なお、総合評価(技術評価)の対象は、a)の施工実績とする  当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。	
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する年度協定書(調査等業務)	受注者名) (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟
			業務名)	受注者名)
		施工管理業務の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する年度協定書(土木保全管理業務)	受注者名) (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟
	カーポンニュートラルへの取り組み意思		業務名)	
	カーポンニュートラルへの取り組み意思		当該工事の建設現場においてカーポンニュートラルへの取り組み意思があること。 取り組み意思がない場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。	
	その他		—	

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	資格要件 配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目	①主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：舗装工事業 なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
		②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記同種工事の施工経験を有すること。 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事
		ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。
	その他	-

## 技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型II型				技術評価点(満点)		10点																																														
評価項目		評価基準																																																		
施工の確実性	企業	同種工事の工事成績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 【同種工事を複数工事設定している場合】 工事成績評価の対象とする同種工事：高機能舗装（排水性舗装を含む）工事																																																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> </tr> <tr> <td>評価点=</td> <td>配点 (4,000点)</td> <td>×</td> <td>(同種工事実績の工事成績評定点×係数b-70) 20 (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td>同種工事実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種工事実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合</td></tr> <tr> <td>1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>2) 同種工事実績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>3) 上記1)、2)に該当しない</td><td></td><td>0.00</td><td></td></tr> <tr> <td>係数 b の設定は下記のとおり</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>1) NEXCO中日本以外の発注機関の工事成績評定点の場合</td><td></td><td>1.000</td><td></td></tr> <tr> <td>2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事成績評定点の場合</td><td></td><td>0.954</td><td></td></tr> <tr> <td>3) NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事成績評定点の場合</td><td></td><td>0.936</td><td></td></tr> <tr> <td>4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事成績評定点の場合</td><td></td><td>0.954</td><td></td></tr> </tbody> </table>				評価基準				評価点=	配点 (4,000点)	×	(同種工事実績の工事成績評定点×係数b-70) 20 (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)	係数 a の設定は下記のとおり						同種工事実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種工事実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合	1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25	2) 同種工事実績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない		0.00		係数 b の設定は下記のとおり				1) NEXCO中日本以外の発注機関の工事成績評定点の場合		1.000		2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事成績評定点の場合		0.954		3) NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事成績評定点の場合		0.936		4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事成績評定点の場合	
評価基準																																																				
評価点=	配点 (4,000点)	×	(同種工事実績の工事成績評定点×係数b-70) 20 (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																																																	
係数 a の設定は下記のとおり																																																				
		同種工事実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種工事実績の受渡しが令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の場合																																																	
1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注工事	1.00	0.50	0.25																																																	
2) 同種工事実績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事	0.50	0.25	0.12																																																	
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00																																																		
係数 b の設定は下記のとおり																																																				
1) NEXCO中日本以外の発注機関の工事成績評定点の場合		1.000																																																		
2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事成績評定点の場合		0.954																																																		
3) NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事成績評定点の場合		0.936																																																		
4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事成績評定点の場合		0.954																																																		
<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(同種工事実績の工事の成績評定点×係数b)が90点以上の場合、(同種工事実績の工事の成績評定点×係数b)を90点とする。</li> <li>平成27年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点が70点に満たない場合は又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。</li> <li>公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国籍政府機関をいう。</li> <li>経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。</li> </ol>																																																				
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準 / 評価点</th> </tr> <tr> <td>表彰対象</td> <td>表彰時期</td> <td>表彰日が令和5年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）の実績</td><td></td><td>2.00点</td><td>1.00点</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績</td><td></td><td>1.00点</td><td>0.50点</td> </tr> <tr> <td>③ 上記①、②に該当しない</td><td></td><td></td><td>0.00点</td> </tr> </tbody> </table>				評価基準 / 評価点				表彰対象	表彰時期	表彰日が令和5年4月1日以降である場合	表彰日が令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合	① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）の実績		2.00点	1.00点	② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		1.00点	0.50点	③ 上記①、②に該当しない			0.00点																													
評価基準 / 評価点																																																				
表彰対象	表彰時期	表彰日が令和5年4月1日以降である場合	表彰日が令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合																																																	
① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は支社長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）の実績		2.00点	1.00点																																																	
② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		1.00点	0.50点																																																	
③ 上記①、②に該当しない			0.00点																																																	
<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。</li> <li>表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。</li> <li>表彰が工事を履行した企業に対するものであること。</li> <li>優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、安全管理優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事、品質管理優秀工事、品質管理優良工事、コスト縮減優秀工事、コスト縮減優良工事、品質管理奨励工事、工程管理優良工事、環境貢献優良工事、地域貢献奨励工事、又は優良工事」としての表彰であること。</li> <li>上記4以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。</li> <li>本工事の工事種別に対して、本工事と同一の工事種別以外に表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別は下表のとおりとする。下表にない工事種別については、本工事と同一の工事種別に対する表彰実績のみを評価対象とする。</li> </ol>																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種別</th> <th>表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事</td><td>のり面処理工事</td></tr> <tr> <td>橋梁補修工事</td><td>PC橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事</td></tr> <tr> <td>道路付属物工事</td><td>防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事</td></tr> <tr> <td>機械設備工事</td><td>トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事</td></tr> <tr> <td>土木補修工事</td><td>土木工事、のり面処理工事、道路補修工事</td></tr> </tbody> </table>				工事の種別	表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別	土木工事	のり面処理工事	橋梁補修工事	PC橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事	道路付属物工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事	機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事	土木補修工事	土木工事、のり面処理工事、道路補修工事																																					
工事の種別	表彰実績の評価対象となる令和6年度以前に発注した工事の工事種別																																																			
土木工事	のり面処理工事																																																			
橋梁補修工事	PC橋上部工事、鋼橋上部工事、道路補修工事																																																			
道路付属物工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事																																																			
機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事																																																			
土木補修工事	土木工事、のり面処理工事、道路補修工事																																																			
提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している</td><td></td><td>1.00点</td><td></td> </tr> <tr> <td>② 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している</td><td></td><td>0.50点</td><td></td> </tr> <tr> <td>③ 左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない</td><td></td><td>0.00点</td><td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点	配点	① 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している		1.00点		② 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している		0.50点		③ 左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない		0.00点																																		
評価基準		評価点	配点																																																	
① 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち2つ以上を取得している		1.00点																																																		
② 左記の1)から3)のマネジメントシステムのうち1つを取得している		0.50点																																																		
③ 左記の1)から3)のマネジメントシステムを取得していない		0.00点																																																		
<p>◇留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。</li> <li>取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合は、評価しない。</li> <li>上表3)においてCOHMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。</li> </ol>																																																				

施工の円滑性	地域精通度・当社への貢献度等	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事等の施工実績）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。			
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目			
① NEXCO東日本への令和4年4月1日以降の災害協力実績である場合	1.00点	1点	-			
② NEXCO東日本への令和4年3月31日以前でかつ令和2年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.50点					
③ NEXCO東日本への令和2年3月31日以前でかつ平成27年4月1日以降の災害協力実績である場合	0.25点					
④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合	0.00点					
⑤【新潟支社が公告する案件のみ対象】『東日本高速道路㈱新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合	0.50点					
◇留意事項 1. 災害時の協力実績は1件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があつた場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。 2. NEXCO東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しを添付が無い場合は「0点」で評価する。 3. 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 4. NEXCOグループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 5. 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいづれかの者に実績がある場合に評価する。 6. 「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であつて、かつ、災害時の協力実績の提出があつた場合、いづれかのうち評価点の高い方を評価対象とす						
担い手確保	ワーク・ライフ・バランス関連制度認定の取得状況		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。			
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目			
①女性活躍推進法に基づく認定（えるまし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナあるばし認定企業） ②次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ③青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況	① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している ② 左記の1)から3)の認定を取得していない	1.00点 0.00点	1点	-		
◇留意事項 1. 同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。						
環境負荷軽減	カーボンニュートラルへの取り組み		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。			
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目			
次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1)現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する 2)元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3)現場※3で使用する電力として再生可能エネルギー電力※4を購入する 4)その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する（緑化・花壇等の設置は含まない） ※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことという ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう。受注者の本店・支店や上部工の工場は含めない。当該工事に限定した取り組みを評価する。 ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう	① 左記の1)～3) うち、2つ以上を取り組む ② 左記の1)～3)のいづれか1つと左記の4)を取り組む ③ 左記の1)～3)のうち、1つを取り組む ④ 左記の4)を取り組む ⑤ 左記の1)から4)を取り組まない	1.00点 0.75点 0.50点 0.25点 不適	1点	○		
◇留意事項 1. 評価基準における1)～4)については、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わない。 2. 取り組みは、当該工事において実施が確認できるものとし、安全や工事目的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。 3. 共同企業体での申請の場合、いづれかの構成員が取り組めば良い。 4. 評価基準における4)については、複数の取り組み内容が記載された場合であつても、1つの取り組みとして評価するものとする。 5. 競争参加資格確認申請書において取り組むとした項目においては、履行義務が生じるものとする。なお、評価基準における4)において、複数の内容が記載された場合は、記載した内容すべてに対し履行義務が生じるものとする。 6. 評価基準における1)から4)についていづれも取り組まない場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。						